



令和 8 年 5 月 7 日に就労選択支援事業所の皆さんにお集まりいただき、意見交換を行いました。
新制度が施行されてから半年、皆さん試行錯誤しながら運営している状況を共有しました。

入り口支援

- ・特別支援校は基本的には学校が窓口になって調整
- ・相談支援、行政機関、その他の関係機関からつながる事例については空きのあった事業所の利用にとどまっている



受け入れ状況

- ・令和 8 年度の利用（予約を含む）は 4 月末時点で 5 2 名
- ・特別支援校については、9 月・1 0 月実施の予約も入っている

受け入れ定員

- ・1 度の受け入れは 2 名まで・・・3 事業所
- ・3 名まで・・・1 事業所
- ・現状の取り組みを続けるのであればこの人数が今のところ限界の状態



- ・受けられる日程については各事業所への問い合わせ
- ・予約が入っていてもキャンセルになる場合があるため、その都度確認をしてもらいたい

空き状況

アセスメント内容

- ・事業所内の作業活動を用いる
- ・施設外就労先の作業活動を用いる
- ・標準化されたアセスメント器具、シートを用いる
- 上記 3 点を中心に利用しながら、対象者に合わせて集団・個別での環境調整を行い対応している



② 受け入れ人数と運営の課題

- ・現在のアセスメントの質を担保しようと思うと、受け入れ人数に限界がある
- ・職員配置が兼務ではあるが、アセスメントに専念せざるを得ない状況になる
- ・個別対応が必要なことも多く、事業所内スタッフがチームで対応する体制が必要

③ アセスメントの質の課題

- ・自分たちのアセスメントの質をどのように図るのか、質の向上に向けた学びが必要

今回は、事業所の皆さんからの申し出のもと意見交換会を実施しました。十勝管内の事業所同士の連携は、利害得失を図るのではなく、利用者を中心に必要なサービスを提供したいというつながりから生まれてきています。就労選択支援事業は、障がいのある方が就労先・働き方について知り、ご本人の希望や能力・適性に合った選択を支援するサービスです。様々な課題や状況に合わせた対応を問われることがあっても、この理念に我々は立ち返りながら判断・検討をしていかなければならないということを改めて確認しました。今後、地域に向けた「効果検証」に関する研修会を実施する予定です。皆様の参加をお待ちしています。